



CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2025 OCT (Vol.101)

CONTENTS

海外拠点ニュース バンコク日本博2025	2
株式会社中国銀行 バンコク駐在員事務所	
新興国ニュース 第101回 海外最新ビジネス情報	5
株式会社東京コンサルティングファーム	
マレーシア: プレバジェットの発表 続き	8
Kato Business Advisory Managing Director (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
合弁か単独か? 中堅企業が選ぶべきインドネシア戦略.....	11
PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ) 榮 颯馬氏	
タイ会計税務関連最新情報アップデート	13
Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
ビクトリア・ハーバーの魅力.....	15
香港マイツビジネスコンサルティング	
欠損補填を目的とする、無償減資、三項基金が残存する場合の取扱い等、会社法(2023年改正)の移行措置が明確化. 17	
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	
ベトナムのいまとみらい<第19回>	20
ベトナムのエネルギーの源 ～建国80周年記念行事に参加して～	
Nippon MIRAI Company Limited 税理士 金森寿香	



株式会社 中国銀行
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20
TEL:086-234-6539
香港支店
シンガポール支店
ニューヨーク駐在員事務所
上海駐在員事務所
バンコク駐在員事務所

cbk_hkbr@fr-chugin.jp
cbk_sgrep@fr-chugin.jp
cbk_ny@fr-chugin.jp
cbk_sh@fr-chugin.jp
cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース

バンコク日本博2025

株式会社中国銀行 バンコク駐在員事務所

「バンコク日本博2025」が8月29日～31日にクイーンシリキッド ナショナルコンベンションセンターにて開催されました。第10回目となる今年のテーマは「出会うたびに日本が好きになる！」で、3日間で15万人以上が来場し、大盛況となりました。



今回の海外拠点ニュースでは、株式会社ジェイエデュケーションのタイ法人の Managing Director でバンコク日本博実行委員会代表の長谷川さまに、開催直後の9月8日にインタビューをした内容をお届けします。

ーバンコク日本博開催の経緯

八尾所長 今年で10回目となるバンコク日本博ですが、最初にこのイベントを始められたきっかけを教えてください。

長谷川代表 株式会社ジェイエデュケーションはタイで日本語学校や留学支援の事業をしています。その関係もあって2002年から年2回のペースで「日本留学フェア」というものを開催していま



した。2014年には日本に関心があつて購買力もあるタイ人が数万人規模で集まるイベントになりました。だったらもっと色々な分野の方にこのタイ人に会ってもらおうと思ったのがき

っかけです。もう1つは、このままの留学だけで拡大していくことに限界を感じていました。当時は食品や日本への旅行がどんどんタイに取り入れられていた時期で勢いがあり、その力も借りて2015年に複合型のイベントに発展させたのがバンコク日本博です。

八尾所長 単独のテーマではなく日本への留学や就職、食品、美容・健康、旅行やサブカルチャーに至るまでこのように幅広いテーマの展示会はめずらしいのではないのでしょうか。

長谷川代表 ある1つの日本のものを好きになってくれたタイ人が他にも違う日本のものを好きになってもらうという波及効果を狙っています。それだけ日本には良いものがたくさんあり、タイの人も多くの日本のものに目を向けてくれ、さらにタイでの事業展開に挑戦しようとしている日本の企業がたくさんあるからこそ我々がこういったイベントを開催させてもらえています。



ーテーマ「出会うたびに日本が好きになる！」

八尾所長 今回のテーマは「出会うたびに日本が好きになる！」でした。長い間、バンコク日本博を運営してこられた長谷川さんご自身として、今、タイ人が日本をどのように捉えているかお聞かせください。

長谷川代表 私個人としてはかなり危機感を感じています。以前まで日本はアジア諸国の中でも突出した立ち位置にいましたが、今では中国、韓国も含めた選択肢の1つになっていると感じています。要因としては、中国や韓国が伸びているとい

うこともあります、やはり日本が一人で沈んでいる感じがします。この沈みつつある日本の立ち位置を何とかしたいという思いでやっています。努力を継続していかなければ、今の立ち位置を維持することすら難しいです。「タイは親日の国」と言われたのはもはや昔の話で、胡坐をかいてはいけないと思っています。

八尾所長 主体的に日本の良さをタイに伝えていかなければいけないということですね。

長谷川代表 そのとおりです。日本の良さを強く大きくそして変化させながら伝えていくことが重要だと思っています。例えば今年は JAXA にも協力いただきながら宇宙産業を 1 つのコンテンツとして取り入れました。これは日本の宇宙産業を紹介するだけでなく、タイと日本が一緒になって宇宙産業に取り組んでいることを紹介したかったからです。また 3 年前からテーマの主語をタイ人に変えました。日本は凄いぞと日本人が一方向的に押し付けたのでは、もはやタイ人は誰も聞いてくれません。タイ人同士の共感を生むことこそが重要だと思っています。



—今回のバンコク日本博

八尾所長 今回の入場者数は 15 万人を超えて過去最高になったとお聞きしました。ご準備している時や当日会場での手ごたえはいかがでしたか。

長谷川代表 今回はすごく手ごたえを感じました。今回から会場も広くしたので、ガラガラだったらしょうと不安でした。たくさんの来場者に来ていただいてほっとしました。



八尾所長 私が会場にお邪魔したタイミングでは来場者は若い方、特に制服を着た高校生が目立った印象でした。実際のところはいかがでしたか。

長谷川代表 お越しいただいたタイミングは、高校生向けのイベントが重なっていたタイミングだったのでその様に見えたかもしれません。今年の来場者で一番多い層は 25-29 歳の層でした。昨年までは 20-24 歳の層が一番多かったのですが、今年はより幅広い年代にお越しいただいたという印象です。

八尾所長 実際に来場された層というのは狙いどおりでしたか。

長谷川代表 もともとバンコク日本博は若い方がたくさんお越しいただけるというのが強みでした。ですがやはり購買力のある層も一定程度は来ていただかないと、出展者にとってメリットがありません。そういった意味では、今年はかなり幅広い年代層にお越しいただいたので良かったと思っています。

八尾所長 次は出展者についてもお伺いさせてください。今年は出展者のブースも増えたのですか。

長谷川代表 ブースの数は昨年の 308 から 397 に約 90 ブース増え、過去最高になりました。

八尾所長 出展者の内、初出展者はどのくらいの割合だったのですか。

長谷川代表 半分弱が初出展でした。毎年のように出展いただく常連の方もいらっしゃいますが、今年は半々くらいになりました。

八尾所長 今回の出展者で何か特徴的な先はありましたか。

長谷川代表 今年から「美容・健康」のゾーンを新しく作ったのですが、とあるメーカーが他のメーカーを紹介してくれて、皆さんで出展してくれました。日本酒のゾーンでも6社のインポーターが55の蔵元を集めてくれました。普段ならライバル関係にある企業が、一緒になって日本の良いものを紹介しようとしてくれる姿はとても嬉しかったです。



一次回以降の開催に向けて

八尾所長 海外での展示会への出展となると二の足を踏む方もいらっしゃると思いますが、サポート体制について教えてください。

長谷川代表 バンコク日本博は初心者にやさしいイベントだと思っています。我々のパートナー企業から有償でサービスを受けるようにはなりますが、ブース作り、物販をされる方であれば輸入のお手伝い、食品関係であればFDA取得のお手伝いもいたします。またバンコク日本博終了後にもタイでのマーケティングや法人の設立までワンストップでお手伝い出来ます。

八尾所長 次回の開催ではどのようなジャンルに力を入れていきたいですか。

長谷川代表 まずは今年から始めた「美容・健康」はもっと大きくしていきたいですし、物販から独立させた「食材」についても力を入れていきたいと思っています。また、「旅行」と「物販」を一緒にしているので、インバウンド需要を取組みたい自治体とその地域の名産品の紹介が同時に出来るようにもしていきたいです。あとは「日本茶」「ペット」「スポーツ」の分野にも力をいれていきたいですね。将来的には「エネルギー」や「終活」の分野の方にもブース出展をしていただけるようなな

りたいと思っています。日本がタイより進んでいる分野をしっかりとタイに発信していくことが使命ですから。

八尾所長 ブースの形態についても何かお考えがあれば教えてください。

長谷川代表 やはり出展料で二の足を踏む方はいらっしゃると思います。そこは地域の銀行や商工会などが、何社かの商品をまとめて出展してもらう団体出展で1社あたりの出展料を下げるような取組みにも注力したいと思っています。いつかは複数の銀行が集まった「銀行プロデュース」みたいなコーナーが作れば面白いですね。

八尾所長 最後に、今後出展を検討する日本の企業や自治体の皆さまにメッセージをお願いします。

長谷川代表 バンコク日本博は、日本の良いもの、新しいものをタイに提案していく場です。日本にあってタイに無いものはタイにとって新しいものですから、まずはタイ人の反応を見てもらうことが海外進出の第一歩に繋がると 생각합니다。バンコク日本博はBtoBの固い商談会とは違い、タイ人が和気あいあいとしながら会場に来てくれますので、是非とも出展される方もお気軽にご参加ください。



(聞き手：バンコク駐在員事務所長 八尾翼)

バンコク駐在員事務所

所在地：

689 Bhira Tower at Em Quartier

Room no.1901-UnitA,19th Floor,

Sukhumvit Road, Klongton-nue,

Wattana, Bangkok 10110, Thailand

TEL： +66-2-261-2676

FAX： +66-2-261-2677

新興国ニュース

第 101 回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はフィリピン、カンボジアの最新情報をお届けいたします。ぜひご一読ください。

～フィリピン～

■PEZA：土地リース自由化で投資環境を強化 — 外資企業に長期的な事業基盤を提供

今後、フィリピンが直接投資国の対象として段々と注目を集める中で、PEZA(フィリピン経済特区)が新たに投資優遇政策を打ち出しました。これを機に、投資を図る企業にどんなメリットが期待出来るかを本ニュースで解説します。

1. PEZA とは
2. 土地リース自由化とは
3. 投資する側のメリット
4. 注意点について

1. PEZA (Philippine Economic Zone Authority/フィリピン経済区庁) は、フィリピン政府の機関で、国内の**経済特区 (Economic Zones) **を管理・監督しています

【主な役割】

- ・ 外国投資の誘致：企業がフィリピンに進出しやすい環境を整える
- ・ 税制優遇やインセンティブの提供：法人税の軽減、輸入関税の免除、投資促進のための優遇措置など

- ・ 経済特区の管理：製造業、IT、観光などの分野ごとに指定された特区を監督
- ・ 雇用創出と輸出拡大：投資を呼び込み、国内の雇用や経済成長を後押し

2. 土地リース自由化とは

→外国投資家向け土地リース自由化に関する新法

2025 年 9 月 6 日、フェルディナンド・R・マルコス・ジュニア大統領は、投資家リース法を改正する共和国法第 12252 号 に署名しました。

この新法により、外国投資家による民間土地の最長リース期間が従来の 50 年から最長 99 年に延長されます。この画期的な改革により、以下の効果が期待されています：

- ・ 安定的で安心できる投資環境の提供
- ・ より強力な外国直接投資 (FDI) の促進
- ・ リース契約やプロジェクトの登録義務化による説明責任の強化
- ・ 違反に対する罰則強化による遵守徹底

この新法は、フィリピンを投資先としてさらに競争力のある国へと高める政府の姿勢を示すものです。

3. 投資する側のメリット**(1) 長期的な事業安定性**

- ・ 土地のリース期間が従来の最大 50 年から最大 99 年に延長されたため、長期的な拠点確保が可能。
- ・ 製造業やインフラ、観光業など 長期投資が必要な産業 にとって安心材料となる。

(2) 投資回収の確実性向上

- ・ プロジェクトの耐用年数や投資回収期間が長くても、契約更新リスクを減らせる。
- ・ 大規模な設備投資や建設案件に適した環境。

(3) 国際投資家の参入促進

- ・ 外資企業が土地使用权をより長期で確保できるため、フィリピン市場への新規参入や拡張が容易になる。
- ・ 外国直接投資（FDI）の増加により、サプライチェーンや関連産業にも波及効果。

(4) 透明性・信頼性の向上

- ・ 契約やプロジェクトの登録が義務化され、ガバナンスが強化。
- ・ 違反に対する罰則強化により、健全な事業環境が形成される。

要するに、この政策は「土地リースの長期化による安定確保」＋「外資誘致の強化」によって、投資先企業にとって 安心して長期事業を展開できる環境を整えるものです。

4. 企業が注意すべきポイント**(1) 契約・プロジェクトの登録義務**

- ・ すべてのリース契約や関連プロジェクトは、所定の政府機関（PEZA 等）に登録が必要。
- ・ 未登録や不正確な登録は、ペナルティや契約無効のリスクにつながる。

(2) 違反に対する厳罰化

- ・ 違反企業にはより高額の罰金や制裁が科される可能性がある。
- ・ コンプライアンス体制の強化が求められる。

(3) 長期契約に伴うリスク

- ・ 99 年という長期契約は安定の一方で、市場環境や規制の変化に縛られる可能性がある。
- ・ 契約内容に「見直し条項」や「再交渉の条件」を盛り込むことが望ましい。

(4) 対象が「民間土地」に限定

- ・ 政府所有地や特定エリアには適用されない場合があるため、土地の種類を確認する必要がある。

(5) 投資家審査の厳格化

- ・ 外資誘致を進める一方で、投資先企業の信用性や実績を確認する審査も強化される見込み。

まとめると、この法律は大きなチャンスを提供する一方で、「コンプライアンス遵守」「契約内容の慎重な設計」「リスクマネジメント」がこれまで以上に重要になります。

～カンボジア～

■労働省 LACMS システムへの労働者名簿 更新義務

カンボジア労働省（Mistry of Labor, Department of Inspection）は、2025 年 9 月 2 日付の通知書（No.112.1...K.B./A.K.I.A.T.）において、以下の義務を企業に課す旨を発表しました。

【更新義務の内容】

労働法の適用範囲にある 企業、会社、工場 は、以下の申告実施が必要となります。

労働者更新名簿（List of Updated Workers in Enterprises, Companies, Factories）」を 2 週間ごとに更新し、労働省に提出すること。

更新は 労働中央管理システム（Labor Centralized Management System, LACMS）を通じて、以下のサイトから申告が必要となります。

→ <https://lacms.mlvt.gov.kh>

【詳細】

1. 労働需要に関する情報も併せて LACMS システムに入力すること。
2. 問い合わせ先
 - ・ ホットライン：1286（通話無料）
 - ・ または通知に添付されている Telegram グループ「For Employers」の QR コードをスキャンして参加可能となります。

【不履行の場合】

期限内に情報を更新しない、または怠った場合、企業や工場のオーナー・取締役は労働監督官から罰金・処分を受ける可能性があります。

※罰金額の詳細については、政府からの公開はされていません。

【注意点】

この義務はすべての対象企業に課されており、2 週間ごとに労働者名簿を更新する必要があります。罰則を避けるため、定期的な対応が求められますので、ご注意ください。

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 20 か国超に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている。

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載。（URL <http://wiki-investment.com/>）

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している。

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

マレーシア：プレバジェットの発表 続き

Kato Business Advisory Managing Director
(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)
日本国公認会計士 加藤 芳之氏

<ポイント>

- ・ プレバジェットが8月8日に発表
- ・ 予算発表は10月10日

<プレバジェットの発表>

N子：加藤さん、本日も8月8日に発表されたプレバジェットについて、ご説明をお願い致します。

加藤：はい。了解しました。まず2026年予算の重点分野は以下の通りになります

A. 改革とグッドガバナンスの推進

- ・ 制度の健全性と財政ガバナンスの強化

2026年予算は、FRAおよび国家汚職防止戦略に基づく進行中の改革に基づいています。今後の法制化には、透明性の強化、漏洩の抑制、国民の信頼の回復を目的とした政府調達法、国有企業法、オンブズマン法、情報公開法が含まれます。

マレーシア汚職防止委員会(MACC)は、サイバー犯罪やデジタル資産の流れなど、国境を越えた資産の取り組みを主導しています。

2025年からは、一部の民間企業に対する新たな監査免除など、コーポレートガバナンスの改革が導入されます。

- ・ テクノロジーによる財政の近代化

マレーシア内国歳入庁(「IRB」)の税法違反を検出するためのAI、ビッグデータ分析、自動化の活用など、歳入徴収を最適化し、漏れを最小限に抑え、プログラムの提供を改善します。

- ・ GovTechと市民サービスの進歩

MyVisa 2.0やMyJPJなどのアプリケーションにより、官僚主義を軽減するためのデジタルワンストップセンターとしてサービスの効率とアクセシビリティを向上させます。

- ・ 公務員制度改革

2025年公共サービス効率公約法に基づく業績ベースの評価、能力開発、説明責任措置により、誠実かつ迅速に機敏でデジタルに精通した公務員を創設します。

B. 天井の引き上げ

- ・ マレーシアの産業変革

デジタル技術、先端製造、半導体、再生可能エネルギー、AI主導のサービスなどのHGHV分野への投資を優先します。

2026年予算は、これらの取り組みに基づいており、その影響を加速させ続けています。

- ・ インセンティブ

新しい投資インセンティブ フレームワーク(2025年第3四半期開始)は、対象業界のセクターの複雑さ、付加価値、技術集約度に応じてメリットを調整します。

2026年予算では、承認プロセスをさらに合理化することで、このアプローチが研ぎ澄まされます。

- ・ カスケード効果

MSMEとデジタル導入、観光セクター(例:Visit Malaysia 2026)、イスラム金融とハラールサプライチェーン、地域開発(例:ジョホール・シンガポール経済特区、クリムハイテクパーク、ペナンシリコンアイランド)などのサポート。

ポリシー レバー	戦略的焦点	主要なマイルストーンと目標
新産業マスタープラン2030 (NIMP 2030)	製造業および関連サービスにおける産業変革を推進し、生産性とイノベーションを促進	- 2025年第1四半期の付加価値は前年比4.1%増(RM95.7b) - 投資の実現による50,000人の雇用
国家エネルギー移行ロードマップ (NETR)	グリーン成長、再生可能エネルギー、エネルギー効率、炭素回収、利用、貯留(CCUS)	- RM60bの投資の可能性 - 84,000人の雇用 - 炭素削減のための2024年エネルギー効率・保全法および2025年CCUS法
国家半導体戦略 (NSS)	世界のチップサプライチェーン、研究開発、設計、ハイエンドパッケージングにおけるマレーシアの位置づけ	- 2025年第1四半期にコミットされたRM52bの投資 - 23,000人の雇用 - 研究開発インセンティブと人材制度を開始
KL20行動計画	マレーシアをトップ20のスタートアップハブにする	シングルウィンドウ登録スタートアップは年初来で4,464社に増加(2024年:3,679社)、規制当局の承認が合理化
国家AI計画2026-2030	マレーシアを地域のデジタルハブとして位置づけることで、経済とガバナンスにAIを組み込む	生産性、人材の成長、質の高いFDIを支援(13MPに合わせて発表)
PuTERA35	HGHVセクターへのブミプトラの参加を促進	ブミプトラのシェアをGDPの8%以上に拡大することを目標とする。輸出志向型産業へのシフト
政府連動企業活性化・改革プログラム (ギア-uP)	GLICとGLCを動員して、高成長、高価値の産業を後押しし、困っているコミュニティを活性化	- RM120b DDIは2024年から2028年にかけて展開予定(RM11bは2025年6月時点で展開予定) - 153,000人の労働者の生活賃金の約束

C. 国民の生活水準アップ

- ・ 労働市場改革
- ・ 社会経済支援の拡大
- ・ 公平で持続可能な医療制度の提供
- ・ 未来に備えた経済のための教育改革
- ・ 都市と農村の格差を埋める
- ・ すべての人が成長する経済に参加できるように支援する(対象グループは若者、女性、高齢者、障害者、先住民コミュニティ、ブミプトラ)

結論

政府は2025年10月10日に2026年予算案を議会に提出する予定で、財務省は上記の優先事項に沿って、インプットを確保するために広範な国民と利害関係者の関与を調整する予定です。また2026年予算は、特に経済の発展、人々の福祉、より良いガバナンスを直接支援する予算です。

2026年予算に関するコメント、フィードバック、提案は、<https://belanjawan.mof.gov.my> (財務省予算公式ウェブサイト) のポータルを通じて送信できます。

加藤：以上がプレバジェットの概要です。
N子：有難うございました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名（2020 年 11 月 時点）

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

－お問い合わせ先－

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

合併か単独か？

中堅企業が選ぶべきインドネシア戦略

PT. Bridge Note Indonesia（マイツグループ）
榮 颯馬氏

インドネシアは東南アジア最大の人口を有し、消費市場としても製造拠点としても高い魅力を持つ国です。とりわけ日本の中堅企業にとって、成長を求める海外展開先として注目度は年々増えています。しかし、いざ進出を検討する際に必ず直面するのが「合併で進出するか、それとも単独で外資子会社を設立するか」という選択です。この判断は、今後の事業展開の方向性を大きく左右する極めて重要な分岐点となります。

単独進出のメリットと課題

外資 100%子会社を設立する場合、日本本社の意向を直接反映できる点が大きなメリットです。経営判断や事業戦略を本社主導で進めやすく、ブランド管理や内部統制も徹底しやすいでしょう。さらに、利益配分についても他社に依存する必要がなく、成功した際には果実をすべて享受できる点も魅力です。

一方で課題も多く存在します。まず、外資企業には最低投資額 100 億ルピア（約 1 億円前後）が義務付けられており、設立段階から資金面でのハードルが高い点が挙げられます。加えて、外資比率が制限される業種もあり、希望する事業分野が単独参入できるとは限りません。さらに、行政手続きや許認可取得では透明性を重視せざるを得ないため、現地官庁との調整に時間がかかり、スピード感を損なうリスクがあります。

文化面でも、インドネシア特有の商慣習や従業員マネジメントに不慣れな日本企業が、孤軍奮闘で現地に適応していくのは容易ではありません。と

りわけ労働法規は厳しく、退職金制度や解雇補償金は企業にとって重い負担となります。

合併進出のメリットと課題

一方、現地パートナー企業と合併会社を設立する方法は、こうした課題を和らげる有力な選択肢です。現地資本を巻き込むことで、資本金要件が緩和されるわけではないものの、ネットワークや行政対応のノウハウを活用できる点は大きな利点です。特にインドネシアでは、官公庁や地域社会との関係性が事業の円滑さに直結するため、信頼できる現地パートナーの存在は強みとなります。

また、消費市場においては、現地顧客の嗜好や商習慣を熟知しているパートナーの存在が、販売戦略の成功を左右します。日本企業が持つ技術力や品質管理能力と、現地企業の販売網や人脈が組み合わせられれば、相乗効果を発揮する可能性は高いでしょう。

ただし、合併には固有のリスクもあります。最大の問題はパートナー選びです。資本参加比率や利益配分の取り決めが曖昧であると、後々の経営権を巡るトラブルにつながりかねません。また、経営方針の不一致や、内部統制の不備が発覚することも少なくありません。実際、日系企業が合併先との対立により、撤退や買収に追い込まれる事例も存在します。したがって、合併を選択する際には、パートナーの財務健全性やガバナンス水準を十分に調査し、契約上の権利義務を明確にしておくことが必須です。

業種による最適解の違い

業種ごとに最適な進出形態は異なります。例えば製造業の場合、工業団地における単独進出は比較的スムーズで、供給網や労働力の確保も外資単独で十分可能なケースが多いです。一方で、小売やサービス業のように消費者接点が多い業種では、

現地の販売網や社会的信頼を持つ企業との合弁が成功の近道となることが少なくありません。

また、デジタル関連や物流など新興分野では、規制が流動的であるため、柔軟な対応ができる現地パートナーとの協働がリスク分散につながります。逆に、規制が比較的明確で、かつグローバルな品質基準が競争力の源泉となる分野では、単独進出の方が本社主導の強みを活かせる場合が多いでしょう。

中堅企業が取るべき戦略的アプローチ

日本の中堅企業がインドネシアに進出する際には、「合弁か単独か」を二者択一で考えるのではなく、段階的に戦略を組み立てることが有効です。たとえば、初期段階では合弁で市場参入し、現地環境に適應しながら顧客基盤を拡大し、その後に買収や持分拡大を通じて経営権を強化する手法があります。あるいは、まずは駐在員事務所や販売代理店契約を通じて市場調査を行い、その後の進出形態を柔軟に選択するのも現実的です。

重要なのは、進出目的を明確にすることです。製造コスト削減を狙うのか、新規市場開拓を目指すのか、あるいは ASEAN 全体の拠点として位置づけるのかによって、最適解は大きく異なります。資金力・人材力に限りがある中堅企業だからこそ、自社の強みとリスク許容度を冷静に見極めることが不可欠です。

まとめ

インドネシア進出にあたり、日本の中堅企業は「合弁か単独か」という選択肢に直面します。単独進出は本社主導の強みを最大限活かしますが、規制や文化的障壁を乗り越える負担も大きい。一方で合弁進出は現地適応力に優れる反面、パートナー選定や経営権の問題が常につきまといま

結論としては、自社の目的と業種特性を踏まえ、段階的かつ柔軟な進出戦略を描くことが最も現実的なアプローチといえるでしょう。信頼できるパートナー選定と慎重な契約設計、そして現地の制度・文化への深い理解が、インドネシア市場で成功するための鍵となります。

◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E.3.3

Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan 12950

Eメール：so-sakae@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

タイ会計税務関連最新情報アップデート

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)より、タイの最新ビジネス情報についてお届けいたします。

ノミニーを通じた外国人による土地取得問題、タイ政府が本格対応へ

2025 年 3 月タイのオンブズマン（行政監察官）は、外国人がタイ人名義（ノミニー）を利用して土地を取得する行為について、関係省庁に対し法的対応と制度見直しを求める勧告書を提出しました。

この問題は以前から存在していたものの、近年の外国人による不動産取得の急増を受け、国家的なリスク管理の観点から本格的な対策が求められる段階に入ったと見られています。

◆個人用土地が主な対象、工業用地は例外的に取得可能

現在、外国人による土地取得は原則禁止されていますが、BOI（タイ投資委員会）による投資恩典や IEAT（工業団地公社）制度を通じて、工業用地に限り取得が認められるケースがあります。

今回の勧告の主眼は、こうした制度を悪用し、実質的に外国人が個人用住宅や投資用不動産を取得している事例にあります。2025 年には BOI が外国人幹部の住居用土地取得許可を停止する措置を講じており、政府全体として規制強化の方向に舵を切っていることがうかがえます。

◆中国人による取得増加と地政学的背景

特に注目されているのが、中国人による土地取得の急増です。これは中国本土の政治的不安定さや経済リスクを背景に、資産の国外移転を図る動きの一環と見られています。

タイ警察は 2025 年 5 月、ラヨーン県で中国人がタイ人名義を使って土地を取得し、高級コンドミニアムを建設していたネットワークを摘発しました。このような事例は、単なる不動産取引を超え、資金洗浄や外国勢力による経済的影響力の拡大といった懸念を呼んでいます。

◆商務省・AMLO による法改正と取り締まり強化

タイ商務省事業開発局（DBD）は、2025 年の調査計画を修正し、ノミニー行為のリスクが高い 6 業種（不動産、観光、EC、農業など）を重点調査対象としています。

また、マネーロンダリング対策局（AMLO）と連携し、ノミニー行為を「基本的犯罪」として資産凍結・没収の対象にする法改正案も準備中です。違反者には最大 3 年の禁固刑または最大 100 万バーツの罰金が科される可能性があり、今後の法執行が注目されます。

◆国際的な広がりとは日本への示唆

中国人による土地取得はタイに限らず、日本を含む近隣諸国でも同様の問題が顕在化しています。その規模は国家の不動産政策や安全保障に影響を及ぼすレベルに達しており、各国が外国人による土地取得の透明性と規制強化に動き始めています。

ノミニー問題は、単なる名義貸しの違法行為ではなく、国家の主権・経済安全保障に関わる構造的課題です。今後、タイ政府の対応がどこまで実効性を持つか、そして外国人投資とのバランスをどう取るかが問われる局面となるでしょう。

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構
メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana,
Bangkok 10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

ビクトリア・ハーバーの魅力

香港マイツビジネスコンサルティング

ビクトリア・ハーバー（維多利亞港）は、言わずと知れた香港を代表する観光スポットの一つです。目の前に迫りくる煌びやかな夜景は圧巻で見応えがあり、ビクトリアハーバーの周辺は毎晩多くの観光客で賑わっています。香港の象徴とも言えるビクトリアハーバーの魅力をお伝えします。

ビクトリアハーバーとは香港島と九龍半島の間に位置する、世界でも有数の天然の深水港（しんすいこう）です。全長は約 9 km、深さは最も深い場所です 43m 以上あります。19 世紀初頭には「香港水道」と呼ばれており、単なる漁村の入り江に過ぎませんでした。イギリスが香港を植民地し始めた 1841 年以降から、貿易拠点として急速に発展していきます。そしてイギリスの女王「ヴィクトリア女王」にちなんでビクトリアハーバーと命名されました。20 世紀前半ごろからは、香港はアジアで主要な貿易港の 1 つとなり大きく発展します。香港が「東洋の真珠」と呼ばれ始めた時代です。現在は貿易港としての主な機能は新界の方へ移し、ビクトリアハーバーは景観を楽しむ観光地として親しまれています。

「シンフォニー・オブ・ライツ（幻彩詠香江）」
毎晩 20 時から行われる光と音の約 10 分間のショー、ビクトリアハーバー周辺の 40 以上のビルが連動し、ライトやレーザーを駆使した躍動的な演出が繰り広げられます。主な鑑賞スポットは尖沙咀プロムナードで、合わせて星光大道（アベニュー・オブ・スターズ）も散歩しながら夜景を楽しむのが定番の観光です。

「スターフェリー（天星小輪）」

1888 年から運行されているスターフェリーは、歴史ある交通手段です。いくつもの地下鉄が海底トンネルを通るようになり、スターフェリーは経営が厳しくなる中、今なお現役で存続しています。運賃も近年は値上がりしたとはいえ非常に安く、約 8 分間の船旅で波風に当たりながら香港の美しい景色を楽しむことから観光客にも人気です。ゆっくりと行き来する白と緑のレトロで可愛らしい風貌は、やはりビクトリアハーバーの景色には不可欠です。

「香港国際ドラゴンボートレース（香港国際龍舟邀請賽）」

毎年、端午節にビクトリアハーバー沿いで行われる伝統のボートレースでユネスコの無形文化遺産にも登録されています。メイン会場は尖沙咀東部のプロムナードで、ビクトリアハーバーを舞台に競い合うドラゴンボートの活気、太鼓の音で盛り上がり、周辺は市民や観光客で賑わいます。

「ニューワールドハーバーレース（新世界維港泳）」
市民がビクトリアハーバーを泳いで横断できる伝統的な水泳大会です。2025 年は 11 月 22 日（土）に開催されます。湾仔から尖沙咀まで約 1 km の距離を泳いで縦断します。第一回目が 1906 年に始まった歴史ある大会ですが、水質汚染等を理由に 1978 年に中止されました。そして水質改善の努力が功を奏し 33 年ぶりとなる 2011 年に再開されました。その後はコロナ禍や台風などで中止の年もありましたが、今年は開催が予定されています。

「ビクトリアハーバーの花火大会・ドローンショー」

西暦 12 月 31 日夜に新年を迎えるカウントダウンに合わせて、ビクトリアハーバーで花火が打ちあがります。また、春節や国慶節など節目のイベントでも同様に花火イベントが行われます。最近

ドローンによる演出も見られるようになりました。そのままだでも美しい夜景をバックに、花火やドローンによって夜空が一層華やかになります。

「水上自転車ビクトリアハーバーツアー（水上單車維港遊）」

香港政府による水質改善・埋め立て抑制の方針が進められ、ビクトリアハーバー沿いでのマリナーアクティビティが活発になっています。新たな水上アクティビティ、「水上自転車ビクトリアハーバーツアー（水上單車維港遊）」をこの9月にスタートしました。水上自転車は、通常の自転車と同様に自分の足で漕ぎながら水面を進むことができます。ビクトリアハーバーの上に浮かしながら間近で景色を楽しめる体験は、観光客のみならず香港市民にとっても斬新で刺激的です。

「香港島サイドのプロムナード」

香港島側のビクトリアハーバー沿いプロムナードは段階的に整備が進められていて、2028年には全長 34 kmの遊歩道が完成する計画になっています。エリアごとに特色を持っており様々な楽しみ方ができます。

・水上スポーツ・レクリエーションエリア（水上運動及康樂主題區）

銅鑼灣の西側、避風塘沿いに「海浜駅」という駅のプラットフォームという設定で MTR の旧車両が展示されています。実際に車両の中に入ったり写真を撮ったりすることができます。

・ハーバー・チル（海濱休閒站）

広々とした芝生とベンチがあり、多くの人が写真を撮ったり、くつろいだり、のんびり過ごしています。ペットの同伴入場もできます。

・子供向けドライブコース（維港兒童自駕遊）

バッテリーカーをレンタルし、広いドライブコースを子どもたちが運転できるエリアです。車種も豊富で、トラック、カーズのマックイーンなどもあり、子ども心をくすぐります。対象年齢は2歳から8歳です。

ビクトリアハーバーは初めて訪れる人でも、長く住んでいる人でも、この景色を見れば香港らしさを実感できる魅力的な場所です。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

－お問い合わせ先－

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon,
Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

欠損補填を目的とする、無償減資、三項基金が残存する場合の取扱い等、会社法（2023 年改正）の移行措置が明確化

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

会社法（2023 年改正、以下“改正会社法”と表記）ⁱでは、機関設計や出資払込期限を含む出資義務の厳格化、株主や個人に対するリスクと責任の増大等、大幅な改定が盛り込まれましたⁱⁱ。更に、欠損補填を目的とする無償減資が資本準備金の取崩しや減資の手順と共に容認された点も重要な改定といえます。

しかし、後者については、その後、補充規定が公布されず、具体的な手順が明確化されていない上に、税務上の取扱いの変化の有無も不明の状況でしたが、今回、「会社法、外商投資法施行後の関連財務処理に関する問題の通知」（財資「2025」101 号、以下“本通知”と表記）ⁱⁱⁱの公布に伴い、無償減資の手順の明確化が進みました。

更に、本通知では 2024 年 12 月末を以て移行措置が終了した外商投資法^{iv}の全面施行に伴う中外合弁企業法等の過去の経緯により存在していた、三項基金の解消方法等についても明記するなど、会社法（2023 年改正）及び外商投資法に関連する移行措置を財務処理面から明確化した重要通知と言えます。

本稿では、これら 2 項目に加えて、現物出資に係る条項も加えた、本通知の概要を解説すると共に、無償減資に係る留意点や三項基金への実務対応を説明します。

1. 本通知の概要

本通知は、以下 3 項目から構成されており、公布日（2025 年 6 月 9 日）と同日に施行されています。

- (1) 積立金による損失の補填問題について
- まず、改正会社法（第 214 条）に従い、会社が積立金/準備金（中文：公積金）を用いて損失補填する場合、前年(2024 年以前)の会社の監査済み個別財務諸表に基づき、期末未分配利益のマイナス分をゼロまで補填することに限定します。また、当該補填は任意積立金＞法定準備金の順で行い、それでも補填しきれない場合に、以下により純増した資本準備金にて補填を可能とします。

- 通貨、或いは物的財産、知的財産権、土地使用権、株式、債権などの、貨幣価値として評価且つ法的に譲渡が可能な非貨幣財産による出資を受けた場合
- 債務返済、債務免除、または金銭、現物、知的財産権、または土地使用権の寄付との形式により資本性投入を受けた場合

当該資本準備金のうち、（例えば、出資時の為替レートの差異により生じた場合など）特定の出資に限定された資本準備金は、所有者（特定の出資者）の同意がない限り、損失補填に使用できず、また条件付きで増額された資本準備金額が変わる場合には当該金額の確定後にのみ損失補填が可能です。

また、当該補填手順は、**同補填計画を策定（状況、損失補填の理由、及び補填に用いる積立金/準備金の原資、金額、方法を説明）し、董事会にて決議案を作成⇒株主会(若しくは株主など)の審議、決議を要し、また株主（会）決議日より 30 日以内に債権者に通知或いは公表して債権者保護を図る等も要求**されます。

尚、資本準備金による損失補填は、財務諸表の「未分配利益」項目下に、資本準備金による損失補填額を別途開示する必要があります。

(2) 非貨幣資産を用いた資産評価、出資の問題について

改正会社法（第 48 条）では、貨幣資産にて、現物、知的財産権、土地使用権、持分、債権等の貨幣換算評価が可能且つ譲渡可能な資産を評価、現物出資を認めています^v。本通知では、“株主が現物出資を受ける場合、当該資産評価は財企[2009]46 号^{vi}の関連規定に則り実施、且つ設立、増資、合併、分割等の関連規定に従い内部意思決定手続きを履行しなければならない”、また、当該現物出資は“資産の特性を考慮し、権利の実現に影響する可能性のある要因を十分に検討する必要があります”^{vii}、必要に応じて法律意見書を取得できる”旨などを定めています。

(3) 準備基金、企業発展基金、従業員奨励福利基金の残高について

まず、歴史的経緯として、外商投資法の施行以前は、外資三法^{vii}（中外合弁経営企業法、中外合作経営企業法、外資企業法）が、会社法に重疊的に、且つ会社法と差異がある条項は優先的に適用されていました。

この為、外商投資（外資企業、中外合弁企業、中外合作企業）の別により、準備基金、企業発展基金、従業員奨励福利基金の強制積立、若しくは任意積立が求められていました。このうち、特に実例が比較的多く且つ会社法と比較的大きな乖離が見られた中外合弁企業では、外商投資法の施行により外資三法等の廃止後も、企業発展基金、従業員奨励福利基金の積立がある企業も未だ見受けられます。

本通知では、以下の通り、2025 年 1 月 1 日以降は積立をせず、且つ、当該残高も振替/解消します。

- 外商投資企業は、会社法の規程に則り、法定準備金、任意積立金を積立する。
 - ✓ 準備基金の残高は、法定準備金に振替して管理、使用する。
 - ✓ 企業発展基金の残高は、任意積立金に振替して、管理、使用する。
- 従業員奨励福利基金は、積立時に決定した用途、使用条件、手順に従って、使用する。
(清算時には、財企「2006」67 号、財工字 [1995]222 号に従って、処理する。)

すなわち、準備基金や企業発展基金は企業に帰属する為、現行の会計勘定科目に振替し、従業員/工会への債務/帰属となる従業員奨励福利基金は用途と関連規定に従い、支出により残高をゼロにします。

実務的には 2025 年度中に準備基金や企業発展基金を振替し、当該残高を解消します。現地法人自身で月次記帳を行うケースでも、速やかな適切な処理が望まれます。

2. 無償減資の取扱いに係る留意点

まず、会計上の仕訳例を提示します。本通知に則り下記①～③の順に、会計上の欠損解消まで補填が可能です。

例：

払込資本金 500 / 法定準備金 150 / 任意積立金
50 / 資本準備金 50 / 会計上の欠損 230

<借方>		<貸方>	
① 任意積立金	50	未分配利益	
	230		
② 法定準備金	150		
③ 資本準備金	30		

一方、税務上は未だに関連規定の公布が無く、従来の税務当局見解及び規定に則れば、(有償減資と同様に生じるはずの出資者への払戻しが無く、出資者からの贈与と看做される可能性により) **企業所得税法上の債務免除益(益金)となる可能性があり**、税務上の繰越欠損金の範囲内ならば納税は生じないものの留意が必要です^{viii}。

3. まとめ

減資は、手続き的には有償減資も含めて既に届出事項となり、事例が散見されますが、上記の通り、税務上の関連通達はまだに公布されていない状況です。特に無償減資では益金として処理される可能性は存続しており、今後の税務通達も含めた注視と留意が必要です。

ⁱ 同法の原文は右記 URL の通り。URL: [中华人民共和国公司法 中国人大网 \(npc.gov.cn\)](http://www.npc.gov.cn)

ⁱⁱ マイツグループのニュースレター右記 URL の通り。URL: [ミイツグループのニュースレター 株式会社マイツ \(myts.co.jp\)](http://myts.co.jp)
尚、本改正までの審議内容は JP マイツ通信 2022 年 2 月号(初稿)、2023 年 4 月号(二稿)、2024 年 1 月号(三稿)を、本改正については、同 2024 年 2 月号、2024 年 8 月号等を参照願いたい。

ⁱⁱⁱ [关于公司法、外商投资法施行后有关财务处理问题的通知](http://www.gov.cn)
^{iv} 原文 URL: [中华人民共和国外商投资法 滚动新闻 中国政府网](http://www.gov.cn)

^v その他詳細は改正会社法の同条項を確認のこと。

^{vi} [财政部 工商总局关于加强以非货币财产出资的评估管理若干问题的通知 财企\[2009\]46 号-会计审计-中资资产评估有限公司](http://www.gov.cn)

^{vii} 外資三法については、JP マイツ通信(2019 年 11 月号)大連通信(2023 年 5 月号)等を参照のこと。

^{viii} 詳細な解説は JP マイツ通信 2023 年 9 月号を参照のこと。

また中外合弁企業など、三項基金の残高があるケースでは解消の必要も生じますので、適切な対応が求められます。

マイツグループ

日本国内に 3 拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に 10 拠点(上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港)を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原(しのはら) Email : yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。

ベトナムのいまとみらい <第 19 回>
ベトナムのエネルギーの源
～建国 80 周年記念行事に参加して～

みらいコンサルティンググループ

Nippon MIRAI Company Limited

税理士 金森寿香

皆様、はじめまして。このたび、山本とともに、本コラムを担当させていただくことになりました金森です。

今年の 7 月にハノイへ赴任したばかり。街の活気とエネルギーに圧倒される毎日を過ごしています。

これから、ベトナムの「いま」とそして「みらい」をここハノイから皆様にお届けしていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。



さて、赴任して間もなく、この国の歴史の重みと未来への力強い希望を肌で感じる瞬間に立ち会うことができました。

それは、ベトナム建国 80 周年を祝う、盛大な記念行事です。

私も初めて認識したのですが、ベトナムにとって 9 月 2 日は、単なる祝日ではありません。

なぜならば今から 80 年前の 1945 年 9 月 2 日、ホー・チ・ミン主席がハノイのバーディン広場で独立宣言を行い、ベトナム民主共和国が誕生した日なのです。

日本語が堪能なベトナム人の同僚たちは、皆そろって「国のお誕生日です」と、少し可愛らしい表現でその意味を教えてくださいました。

街の至る所で国旗が飾られ、街中がお祝いムードに包まれています。ベトナムの国旗をデザインに入れた様々なグッズが至る所で販売されており、私も T シャツとスカーフを購入しました。



この記念式典に向けた準備は数週間前から始まりました。特に印象的だったのは、何度も行われた軍事パレードのリハーサルです。

リハーサルが実施されるたびに、市内中心部では大規模な交通規制が敷かれました。しかし、市民から不満の声が上がることはなく、むしろ国を挙げての行事への期待感が街全体を包んでいるようでした。



実は、自宅前の通りが、パレードの通り道になっていたため、帰宅が困難になる可能性があり、在宅勤務をせざるを得なくなったのですが、式典本番のために前々日から待っているグループもあったと聞き、ベトナムの人々の熱意には本当に驚かされました。



そして迎えた式典当日。

陸・海・空軍、国境警備隊から公安警察、民兵まで、約 1 万 6,000 人もの兵士が参加した軍事パレードはまさに圧巻の一言でした。一糸乱れぬ行進が目の前を通り過ぎるたび、沿道からは割れんばかりの大声援が送られます。また、パレードには近隣諸国の軍事部隊も参加しており、国際舞台での友好関係をアピールする場にもなっているのだと感じました。



長きにわたる戦争の歴史を経て、独立と統一を勝ち取ったベトナム。

この盛大なパレードは、単なる軍事力の誇示ではなく、平和への強い誇りと未来への希望の象徴なのだと、肌で感じることができました。

過去を乗り越え、国際社会で力強く成長を続けるベトナムのエネルギーを目の当たりにし、その一員としてこの国で働けることに大きな刺激を受けました。

今後もこの国の成長を肌で感じながら、その魅力を皆様にお届けしていきたいと思います。

◆みらいコンサルティングベトナムのご案内◆

ベトナム進出のご相談先：

みらいコンサルティングベトナム

ハノイ

8Th FL, Vinafor BLD, 127 Lo Duc ST, Hai Ba Trung
Ward, Hanoi City, Vietnam

金森 寿香

Suga Kanamori

kanamori-s@miraic.jp

「グローバルビジネス支援」サイト URL

<https://miraic-global.jp/>

事業内容:

みらいコンサルティングベトナムでは、ベトナムでのビジネス事情に詳しい日本人コンサルタントが日越両国拠点からご支援します。市場調査から法人設立、会計・税務支援に加え、ベトナム企業との各種マッチングや、在ベトナム日系企業が抱える労務・人事問題への支援、現地法人への日本親会社からの内部統制など、あらゆる課題におこたえます。

